

燃料電池フォークリフト実装支援事業実施要綱

(制定) 令和5年3月24日付4産労産新第333号

(改正) 令和6年3月27日5産労産新第468号

(改正) 令和7年3月19日6産労産新第752号

(目的)

第1条 この要綱は、東京都（以下「都」という。）が、水素エネルギーが活用された水素社会の早期実現に向けて事業用の燃料電池フォークリフトの普及を促進するために行う「燃料電池フォークリフト実装支援事業」（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- 一 燃料電池フォークリフト 搭載された燃料電池によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しないフォークリフト
- 二 リース契約 燃料電池フォークリフトの貸主が、当該燃料電池フォークリフトの借主に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該燃料電池フォークリフトを使用収益する権利を与え、借主は、当該燃料電池フォークリフトの使用料を貸主に支払う契約
- 三 リース事業者 リース契約その他知事がリース契約と同等の契約として認めたものに基づき、燃料電池フォークリフトの貸付等を行う者

(本事業の内容)

第3条 事業用の燃料電池フォークリフトを導入する者に対し、導入に要する経費の一部を助成する。

(助成対象者)

第4条 本事業に係る助成金（以下「本助成金」という。）の交付対象とする者（以下「助成対象者」という。）は、次に掲げる者とする。

- 一 民間企業（リース事業者を含む。）
- 二 地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の三に定める普通地方公共団体のうち、東京都内の地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第二条に定める事業を行う者
- 三 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
- 四 一般社団法人及び一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人
- 五 法律により直接設立された法人
- 六 その他知事が認める者

(助成対象フォークリフトの要件)

第5条 本助成金の交付対象となる燃料電池フォークリフト（以下「助成対象フォークリフト」という。）は、次の全ての要件を満たすものとする。

- 一 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間に購入された定格荷重が1.8t又は2.5tの燃料電池フォークリフト（中古車を除く。）であること。
- 二 主たる定置場の位置の住所が東京都内にあること。
- 三 国その他の団体からの補助金（以下「国補助等」という。）がある場合は、当該補助金の交付を申請していること。ただし、別に定める国補助等の交付申請をすることができない場合はこの限りでない。

(助成対象経費)

第6条 本助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象フォークリフトの本体の購入に要する費用とする。

(助成金額)

第7条 本助成金の交付額（以下「本体助成金額」という。）は、助成対象経費から基準額（助成対象フォークリフトと定格荷重、装備類等の仕様が同等であって、かつ、原動機に内燃機関を用いたフォークリフトの本体の購入に要する費用として別に定める額とする。）を差し引いた額の1/2とする。

$$\text{本体助成金額} = (\text{助成対象経費} - \text{基準額}) \times 1/2$$

- 2 前項の規定にかかわらず、助成対象者が、助成対象経費について国補助等を併用して受ける場合、都の助成金額は、助成対象経費から基準額及び国補助等を差し引いた額又は前項の規定による金額のいずれか低い方とする。

$$\text{本体助成額} = \text{助成対象経費} - \text{国補助等の額} - \text{基準額}$$

- 3 前2項の規定にかかわらず、助成金額は600万円を上限とする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、助成対象者が東京都内の自らの営業所等に定置式水素ステーションの整備又は誘致を図り、当該水素ステーションが商用の目的で運用される場合にあつては、本体助成金額とは別に上乗せで助成金を交付するものとし、その交付額（以下「上乗せ助成金額」という。）は、本体購入費用から本体助成金額及び国補助等を差し引いた額とし、350万円を上限とする。

$$\text{上乗せ助成金額} = \text{助成対象経費} - \text{本体助成金額} - \text{国補助等の額}$$

- 5 前4項の規定に関わらず、助成金額の上限額は、助成対象フォークリフトの市場価格等に応じて見直すものとする。

(実施体制)

第8条 都は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）に対し、本助成金の原資として出えんを行うものとする。

2 公社は、前項の規定による出えん金を基に基金を造成し、都と公社とで別途締結する出えん契約に基づき、基金を適正に管理するものとする。

3 都は、第1項の規定による出えん金のほか、公社に対し、次の事項を条件として、本事業を実施するために必要な業務に係る経費の補助を行う。

一 第8条第2項の基金を原資として、第7条による助成金の交付等を行うこと。

二 助成金の交付対象となる事業者に対する指導及び助言等を行うこと。

（実施期間）

第9条 本助成金の交付申請の募集及び申請期間は、令和5年度から令和12年度までとする。

2 本助成金の交付は、令和12年度までに行うものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則（令和5年3月24日付4産労産新第333号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月27日付5産労産新第468号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月19日付6産労産新第752号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。